

# 財務省提出資料

民間資金等活用事業推進委員会第6回総合部会

平成16年3月29日

# P F I 事業に係る民間事業者の選定及び

## 協定締結手続きについて(概要)

平成 1 5 年 3 月 2 0 日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の  
促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ

### (1) 民間事業者の選定方法について

競争入札の参加資格の審査に際し、各民間事業者に簡潔な事業計画の概要を提案させ、あらかじめ定める審査基準を満たしているか否かを審査することにより、事業者の絞り込みを行うことが可能。

### (2) 入札前の事業の実施方針等の変更等について

発注者は、入札までの間、質問・回答等の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾けつつ、円滑な事業実施のために必要と認められる場合には、入札説明書等の内容について適宜変更を行うこととし、変更を行った場合にはその旨を民間事業者に対して公表する。

### (3) 協定締結の手続きについて

P F I 事業では、個々の事業者の提案内容が、発注者が契約書案を作成する段階で予想し得る範囲内のものであるとは限らず、入札前の契約書案で具体的・確定的に定めることが困難なケースも想定されるため、入札前に確定することができなかった事項について、必要に応じて、落札者決定後の協定(事業契約)を締結する段階で、入札前に公表された契約書案等の内容を変更することも基本的に可能。

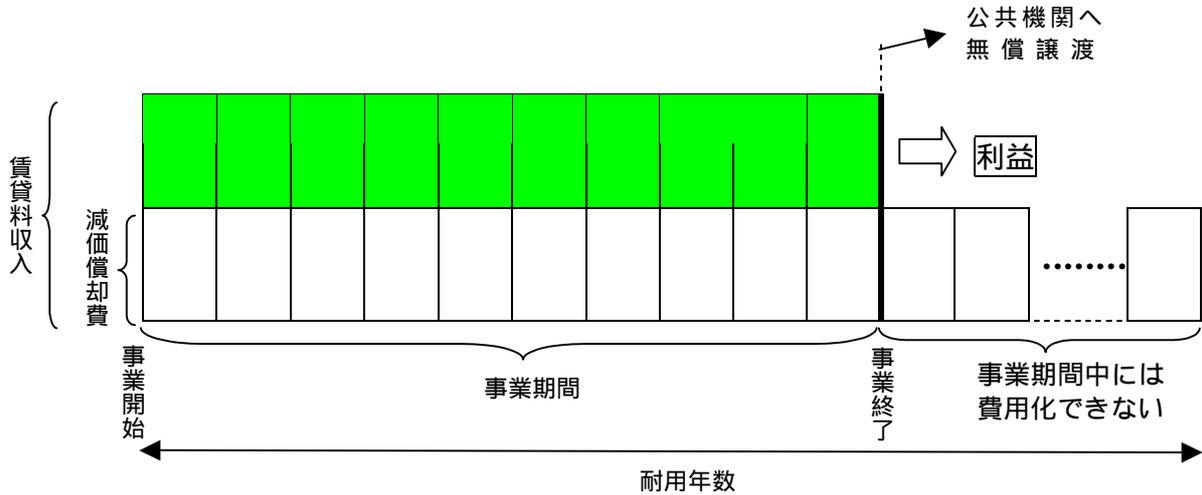
さらなる P F I 事業の普及・促進に資するため、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項について関係府省において検討が行われた結果、上記のようなとりまとめが行われた。

## 補助金のイコールフットィングについて

- 補助金の交付対象の見直しは、事業を所管する各省庁が個別の事業分野ごとに必要性を判断し、財政当局との協議の末措置するものであり、一義的には各省庁において対応するもの。
- PFI事業における補助金等の取り扱いについては、平成13年9月のPFI関係省庁連絡会議において、地方公共団体等が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の支援措置のイコールフットィングを極力図ることとされており、BTO方式・BOT方式いずれのPFI事業についても、補助金交付等の支援が可能となるよう検討・見直しを行い、「関係省庁において、必要に応じて財政当局との協議を行いつつ、個別の事業分野ごとに補助金交付要綱等の見直し等必要な措置を講ずる」こととされているところ。
- 各省庁から協議を受ける立場である財務省としては、上記趣旨を踏まえ、BTO方式であれBOT方式であれ、当該事業に対する補助金交付について、引き続きPFIを積極的に推進する立場から協議に応じて参りたい。

# P F I 事業に係る収益・費用の計上（法人税）

1. 平成 15 年度税制改正の際に、B O T 方式において、P F I 事業用資産の耐用年数が事業期間よりも長い場合、賃貸料収入と減価償却費の計上時期にズレが生じ、毎年の利益が過大に計上されることが問題として指摘された。



(注1) B O T 方式(Build Operate-Transfer)とは、事業者が施設を建設・運営し、一定期間後に行政側に引き渡す事業方式をいう。

(注2) B T O 方式(Build Transfer-Operate)とは、事業者が施設を建設して行政側に引き渡した上で、施設の運営を行う事業方式をいう。

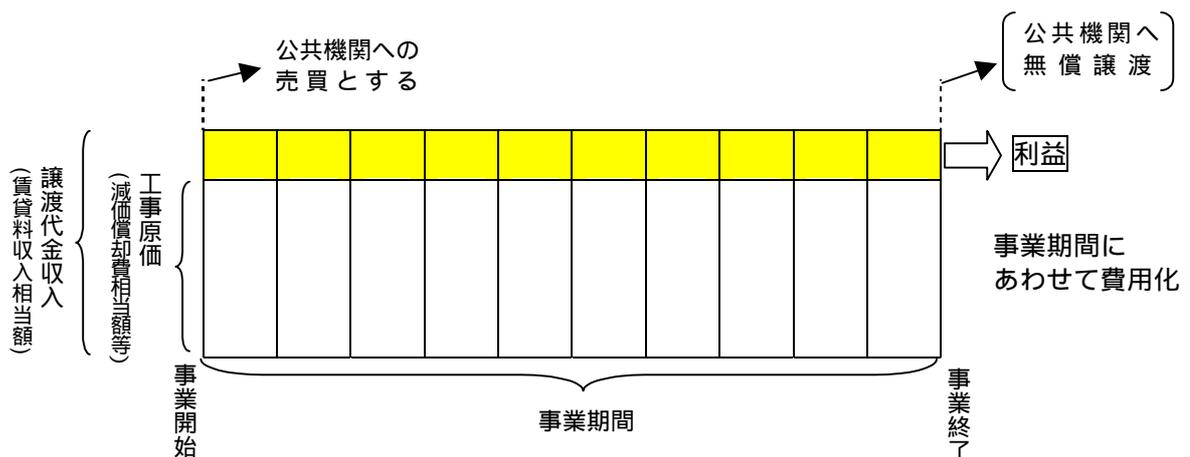
2. これに対し、国税庁は、「売買とされる P F I 事業について(平成 14 年 12 月)」を公表し、B O T 方式において、

P F I 事業用資産の賃貸借が一定の要件を満たす場合には、公共機関側への売買取引として取り扱われること、

その際、その売買取引に係る収益・費用を延払基準により経理した場合には、収益（賃貸料収入に相当する譲渡代金）に応じて費用（減価償却費相当額を含む工事原価）の計上が行えること、

を法令の解釈として明確化した。

この場合、P F I 事業用資産の減価償却費相当額を事業期間中に全て費用計上することが可能となる。



## 民間収益施設の第三者への譲渡について

- 1 . 行政財産である土地については、国の行政目的を遂行するための物的手段でありその本来の用途・目的が阻害されるおそれを防止するため、原則、貸付け等私権の設定を禁止している（国有財産法第18条第1項本文）。
- 2 . この例外として、内閣府が所管するPFI法において、PFI制度の一層の促進を図る観点から、選定事業の用に供する等のために行政財産を当該選定事業者に貸し付けることができることとされている（PFI法第11条の2）。
- 3 . 選定事業者の設置する民間収益施設の第三者への譲渡については、PFI制度を所管する内閣府において枠組みを検討する中で、PFI事業の適切な実施かつ一層の促進の観点から論点の整理が行われるものと考えられる。
- 4 . 財務省としては、内閣府で検討された枠組みに関して、国有財産制度との整合性等の面から検討を行っていきたいと考えている。